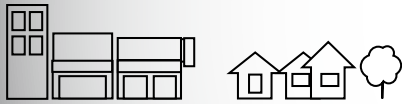


クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区



都市景観通信

この通信では、「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域」に関する情報を地域の皆様にご紹介します。

1 ふれあいアベニューの表示板をリニューアルしました

クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域の指定をお知らせする表示板は、クリアパークとふれあいアベニューに設置されています。

連雀町のふれあいアベニューは、平成 21 年に「中央通り周辺地区」が都市景観形成地域に指定されたことに伴い、隣接する地区から当地区に編入されたため、盤面の内容を変更しました。



案内板(連雀町のふれあいアベニュー)

クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区 都市景観形成地域

川越駅・本川越駅を核とした中心商業地とその周囲の住宅地を含むこの地区は、都市景観形成地域に指定されています。

中心商業地の個性と秩序ある街並みづくりや周囲の住宅地の落ち着いた環境を守り育てるために景観づくりのルールを定めています。このルールを守るとともに、建築行為等に際して事前に市に届出をする必要があります。



◆ 主な景観づくりのルール ◆

- 1 建築物や店舗、屋外広告物は、街並みの魅力向上に寄与するデザインとする。
- 2 クリアモール、中央通りに面する建築物の1階は、極力、店舗にする。
- 3 クリアモール等に面する建築物は道路境界線から1m以上壁面を後退させる。
- 4 性風俗営業は禁止する。
- 5 規模の大きな建築物は、街並みの連続性や、日照、通風など周知の環境に配慮する。

問合せ先 川越市都市計画部都市景観課
TEL049-224-5961(直通)

リニューアル後の盤面
(連雀町のふれあいアベニューのもの)

問い合わせ先： 川越市 都市計画部 都市景観課 049-224-5961 (直通)

2 平成 22 年度の建築などの届出状況の報告

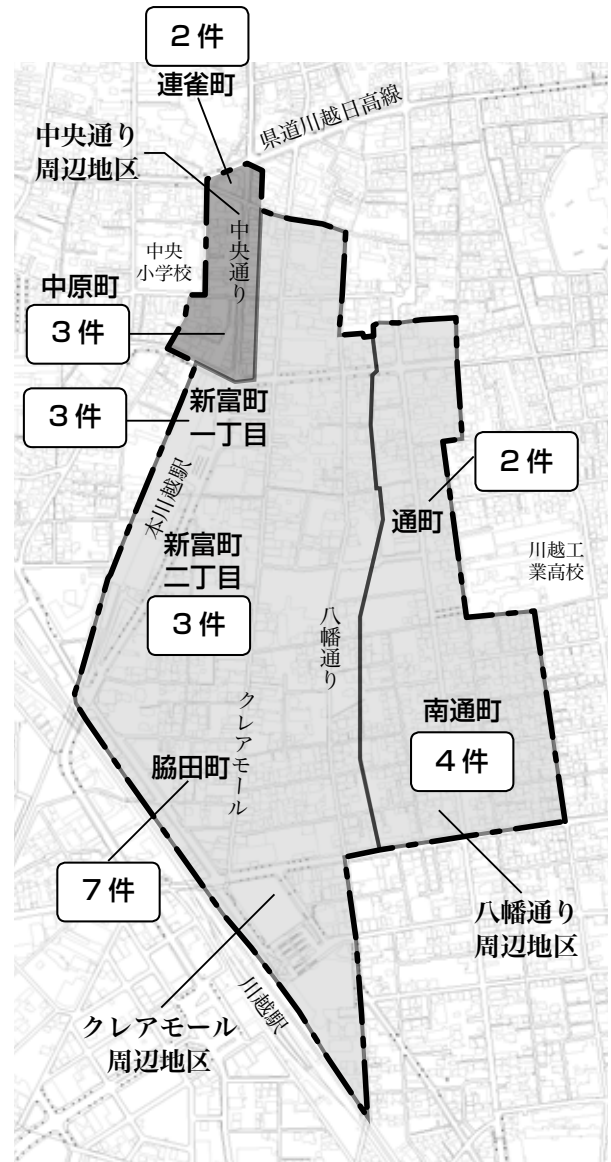
クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域における平成 22 年度の届出件数は 24 件でした。そのうち建築物に関するものは 16 件あり、新築が 12 件、増築が 1 件、色彩変更・解体等が 3 件でした。

平成 22 年度 届出件数 24 件の内訳

届出		件数
建築物	新築	12 件
	増築	1 件
	色彩変更・解体等	3 件
工作物（広告物等）		8 件

届出のあった建築物の用途の内訳

用途	届出件数
専用住宅	9 件
併用住宅	2 件
店舗	2 件
その他	3 件
合計	16 件



届出の地域の内訳

(件数は建築物・工作物の合計)

届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※通常の管理行為、軽易な行為等は、届出を必要としません。